

郵便での住民票等の取り寄せ要領について

住民票関係書類は住所地で発行します。

【必ずお読み下さい】

住民基本台帳法第12条の3第1項の規定により、**第三者（本人もしくは同一世帯の人以外）**の住民票を取得するには、以下の事由に該当する場合のみに限られています。それ以外の場合は交付できませんので、ご了承願います。

- ① 自己の権利行使、義務履行のために戸籍の記載事項が必要な場合。
- ② 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合。
- ③ その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合。

【用意していただくもの】

- ① **請求書** 住民票等郵送請求書に必要事項を記入してください。
請求事由は、なぜ住民票が必要なのか、具体的な原因、提出先などを交えて詳細に記載して下さい。
- ② **手数料** 郵便局で取り扱っている定額小為替にて釣銭の無いようにお願いします。

<手数料>		
住民票謄抄本	(世帯全員・世帯一部)	1通300円
住民票除票		1通300円

※他市町村に請求する場合は、手数料の額が違う場合がありますので、予めご確認ください。

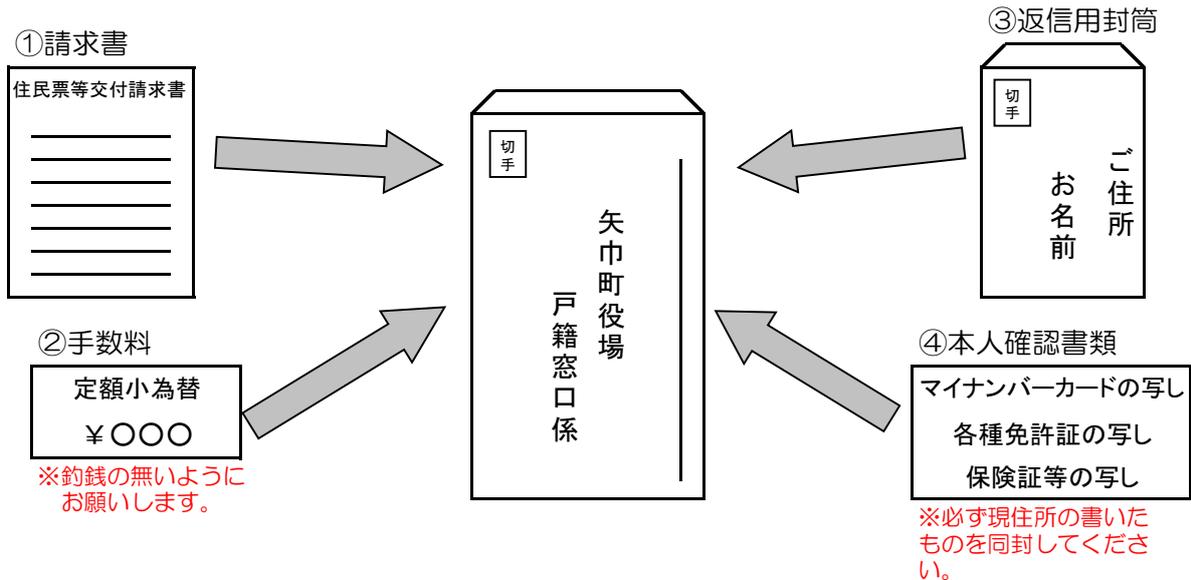
- ③ **返信用の封筒** 住民登録している現住所、氏名を記入し、郵便切手を貼って同封してください。※返信先は原則、請求者の住民登録地のみとなりますが、それ以外の場所を指定する場合は、その理由も請求書に記載して下さい。
(お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。)
- ④ **本人確認書類** 請求者の本人確認、現住所の確認のために必要となります。以下に挙げる書類のうち、どれか1つの写しを添付してください。
※必ず現住所の載った本人確認書類の添付をお願いします。

マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、健康保険者証、介護保険証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、恩給証書、各種医療費受給者証
そのほか…
海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証
運航管理者技能検定合格証明書、猟弾・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証
認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書
宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証
検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳 など

※パスポートは現住所の記載がないため、(郵送請求においては)本人確認書類になりません。

【郵便請求の送り方】

前記①②③④を同封し、ご請求ください。



(お願い) 郵送の場合は、配達の日数と役場の処理日数が必要です。
日数に余裕をもって申請してください。

※ 請求書に書かれた請求の事由について、その事実を証明する**疎明資料(契約書の写し等)**を添付してください。なお、疎明資料は還付の対象にはなりません。

【その他、さらに添付書類が必要な場合】

以下の場合には、上記のほか、さらに添付書類**(委任状以外は写しも可。)**が必要となります。

原本還付を希望する場合は、**原本とその写し**を同封し、**原本還付を希望する旨を請求書に記載して下さい。**

(1) 請求の権利のある者から委任を受けて、代理で郵便請求する場合。

→上記の書類のほかに、**委任状**が必要となります。

(この場合、本人確認書類はあくまで委任を受けた請求者のものを送付してください。)

(2) 法定代理人(未成年の親権者、成年被後見人の成年後見人等)が郵便請求する場合。

→上記の書類のほかに、**戸籍謄本等、後見登記事項証明書等**が必要となります。

添付書類チェックリスト

【I】必ず添付しなければならないもの

郵送請求書 手数料(定額小為替) 返信用封筒 本人確認書類

【II】場合によっては添付しなければならないもの

委任状(代理申請) 戸籍謄本(親権者) 後見登記事項証明書等(成年後見人)